

株式会社万代「mandai pay」電子マネーサービス約款

1.本約款の目的

本約款は、株式会社万代（以下「当社」という）が発行する会員カード「万代カード」に付帯する「mandai pay」について規定するものであり、会員が「万代カード」を使用して「mandai pay」を利用するにあたり本約款が適用されるものとします。なお、「mandai pay」に付随または関連して当社が提供するサービスについては、本約款と併せて当社が別に定める約款が適用されるものとします。

2.定義

本約款における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

- ① 「mandai pay」とは、当社が発行した会員カード「万代カード」に記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- ② 「mandai pay」サービスとは、会員が当社に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品（以下「商品等」という）の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法により「万代カード」にチャージされた電子マネーを利用することで、当社から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- ③ 「mandai pay」チャージとは、4.「mandai pay」チャージに定める方法により、会員が「万代カード」に電子マネーを加算することをいいます。
- ④ 「mandai pay」残高とは、会員が利用可能な電子マネーの金額をいいます。

3.不正使用等の禁止

- (1) 会員は「万代カード」にサインされた本人のみ使用できるものとし、他人への貸与はできないものとします。
- (2) 会員は、「万代カード」の偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできないものとします。

4.「mandai pay」チャージ

- (1) 会員は、当社所定の場所・方法にて、1,000円単位で「万代カード」にチャージすることができ、一度のチャージの限度額は49,000円以下とするものとします。
- (2) 会員は、1枚の「万代カード」に対して、「mandai pay」残高が10万円超となる「万代カード」チャージはできないものとします。

5.「mandai pay」サービスの利用

- (1) 会員は、万代各店で「mandai pay」サービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができるものとします。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・自動販売機の商品・その他当社が別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。
- (2) 会員が万代各店で「mandai pay」サービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、「mandai pay」残高から商品購入または提供合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- (3) 会員は、万代各店において、商品等の購入または提供を受け、「mandai pay」サービスを利用し、「mandai pay」残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社が定める方法により、支払うものとします。その場合、「mandai pay」とその他カード（当社で取り扱い可能な電子マネーサービス、バーコードを用いた決済サービス及びクレジットカードによるお支払いは除きます）との併用はできないものとします。
- (4) 会員が万代各店において商品等の購入または提供を受ける場合に利用できる「万代カード」の枚数は、1枚に限ります。
- (5) 会員は、「mandai pay」サービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示される「mandai

pay」残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で万代各店のレジに申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は、当該「mandai pay」残高について誤りがないことを了承したものとします。

6. 「mandai pay」残高

- (1) 「mandai pay」残高は、「mandai pay」サービス利用時のレシート、チャージ機、専用サイト及び本約款末尾に記載のお問い合わせ窓口にて照会することができるものとします。
- (2) 最後に「mandai pay」サービスを利用した日および最後にチャージした日は、本約款末尾に記載のお問い合わせ窓口にて照会することができるものとします。
- (3) 会員は、最後に「mandai pay」サービスを利用した日または最後にチャージした日から5年を経過した場合、自動的に「mandai pay」残高はゼロとなり、現金の払い戻しも行われたいものとします。
- (4) 会員が「万代カード」の退会または会員資格を喪失した時点で、「mandai pay」残高は失効し、現金の払い戻しは行われたいものとします。

7. 「mandai pay」残高の移行

会員は、当社が認めた場合を除き、「mandai pay」残高を他の「万代カード」に移行することはできないものとします。

8. 「mandai pay」サービスの利用ができない場合

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、「mandai pay」チャージすること、「mandai pay」サービスを利用すること、ならびに「mandai pay」残高の照会をすることができない事をあらかじめ承諾するものとします。

- ①当社が「mandai pay」サービスを提供するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
- ②「万代カード」の破損、または万代各店の機器の故障停電その他の事由による使用不能の場合。
- ③その他やむを得ない事由のある場合。

9. 退会および会員資格の喪失

- (1) 会員は、当社所定の方法により退会をすることができるものとします。この場合、会員資格が喪失され、「mandai pay」サービスの利用ができなくなります。
- (2) 会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取り消すことができるものとします。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、会員による「mandai pay」の利用を直ちに中止させ、「mandai pay」残高をゼロとすることができるものとします。
 - ①「万代カード」または「mandai pay」を偽造または変造もしくは改ざんした場合。
 - ②「万代カード」または「mandai pay」を不正に使用・利用した場合。
 - ③申込書等に記載した事項が事実と異なる場合（記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届出が合理的な期間内になされない場合を含みます）。
 - ④その他、会員が本約款に違反した場合。
 - ⑤上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適格と判断した場合。

(3) 前項の場合、会員であった者は、当社の指示に従い、「万代カード」を返却するものとします。

10. 換金等の不可

15. 「mandai pay」サービスの終了の場合を除き、「mandai pay」の換金または現金の払い戻しはできないものとします。

11. 「万代カード」の破損・汚損・磁気不良時の再発行等

破損・汚損・磁気不良等により「万代カード」が再発行された場合、本人証明を確認の上、当社所定の方法で照会された「mandai pay」残高が、当社所定の手続きを行っていただくことにより、再発行された「万代カード」に引き継がれるものとします。再発行料は当社所定の発行料を支払うものとします。

12. 「万代カード」の紛失・盗難等の再発行

- (1) 紛失・盗難により「万代カード」が再発行された場合、本人証明を確認の上、当社による「万代カード」の利用停止措置が完了した時点の「mandai pay」残高は、当社所定の手続きを行っていただくことにより、再発行された「万代カード」に引き継がれるものとします。
- (2) 会員が「万代カード」の紛失・盗難等を申し出てから当社による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、「mandai pay」残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 会員が紛失・盗難届出時に「mandai pay」残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難した「万代カード」に残ったまま有効期限を過ぎたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (4) 会員に帰責事由が存する紛失・盗難による「万代カード」再発行の場合、当社所定の発行料を支払うものとします。

13. 紛議

- (1) 会員が、「mandai pay」サービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員と当社との間で解決するものとします。
- (2) 前項の場合においても、会員は、当社に対し、「mandai pay」利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

14. 約款の変更

本約款に変更がある場合は、当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本約款を変更することができるものとします。その後にカードを利用した場合、会員は変更・改定を認めたものとさせていただきます。

15. 「mandai pay」サービスの終了

- (1) 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、「mandai pay」サービスを終了することができるものとします。
 - ① 社会情勢の変化
 - ② 法令の改廃
 - ③ その他当社のやむを得ない都合による場合
- (2) 前項の場合、法令に基づき、会員は当社の定める方法により、「mandai pay」残高に相当する現金の払い戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の通知を行ってから当社の定める期間を経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

16. 制限責任

8. 「mandai pay」サービスの利用ができない場合に定める理由およびその他の理由により、会員が「mandai pay」サービスを利用することができないことで当該会員に生じた損害等について、当社は、当社に故意または重過失がある場合を除き、その責任を負わないものとします。ただし当社の軽過失により、会員に対して債務不履行または不法行為に基づき損害賠償責任を負う場合においてはこの限りではなく、会員に生じた損害のうち現実に発生した直接かつ通常の損害に限り損害賠償責任を負うこととし、かつ、当該損害または10万円のいずれか低い額をその上限とします。

17. お問い合わせ窓口

「万代カード」に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

株式会社万代 「万代カード」コールセンター

電話（フリーダイヤル）0120-345-004（9：00～18：00）

E-MAIL m-cust@mandai-net.co.jp